

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日(木) 15時00分～16時20分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長 18番 金藤 祐治

副会長 5番 山田 清

委員

8番 櫻本 訓由

11番 佐々木 崇

15番 中司 睦枝

19番 渡邊 直行

12番 村上 智彦

2番 上峠 数博

6番 村上 正

9番 宗 訓親

13番 吉原 正紀

16番 江田 敏道

7番 中司 善章

10番 高橋 泰登

14番 松森 智

17番 米田 健一

4. 農地利用最適化推進委員の出席 15人(推進委員総数18人)

國近 正有 青山 基裕

金野 省三 小川 隆三

柏原 始

行廣 文徳

源田 芳教 林原 啓

藤岡 正宏 向井 猛

深見 和志 檀上 健

宮地 眞良

中田千種郎 蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 非農地証明申請について

議案第57号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第58号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

第2 議案(報告事項)

報告第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第64号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第65号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第66号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について

報告第67号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について

報告第68号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について

報告第69号 認定電気通信事業者の行う中継施設等設置について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

西田 弘子 中司 真吾

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議会の議事に移らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 農業委員総数は19名中で、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は19番・渡辺 直行委員、2番・上峠 数博委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は15名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第53号、申請番号159番から177番までを議案書をもとに説明） 申請番号159番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原町の13筆、現況地目は田が7筆、畑が6筆、面積は合計で1,661.04㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、譲受人は農地に隣接する家屋も取得し、田は畑に改良し、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、12月5日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号160番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の2筆、現況地目は田、面積は合計で1,407㎡です。 譲り渡し理由は病弱につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 当該農地は、当初太陽光発電事業への転用で5条許可となっていたましたが、所有農地が隣接する譲受人の強い希望で、その5条許可を取り消し、今回の3条申請となっております。 なお、耕作については、周辺住民の協力のもと、自家消費用の水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、12月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号161番、権利の種類は交換による所有権移転です。 申請地は御調町大田の1筆、現況地目は田、面積は491㎡です。 譲り渡し理由は近隣農地と交換し宅地へ転用、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では、水稻栽培をする申請となっております。 申請番号162番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町大山田の1筆、現況地目は田、面積は409㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地は畑へ改良し、ブドウを栽培する申請となっております。 161番と162番の申請については、12月9日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号163番、権利の種類は期間1年間の賃借権の設定です。 申請地は御調町綾目の1筆、現況地目は田、面積は529㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は畑に改良し、自家消費用の豆、芋、大根などを栽培する申請となっております。

申請番号１６４番、権利の種類は期間１０年間の賃借権の設定です。
申請地は御調町綾目の１筆、現況地目は田、面積は１，５３３㎡です。
貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は新規就農者としてです。
なお、今回の申請は、今後営農型太陽光発電にて、原木での椎茸栽培をするための申請であり、日常の農地管理は広島営業所の社員が行うとのことです。

１６３番と１６４番の申請については、１２月９日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１６５番と１６６番につきましては、関連案件のため、一括してご説明いたします。

権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向東町の合計２筆、現況地目は畑、面積は合計で５５５㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号１６７番から１７０番までにつきましては、関連案件のため、一括してご説明いたします。

権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の合計８筆、現況地目は畑、面積は合計で３，８４２㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地は、いちじく農園として使用している農地で、譲受人は、その農園を引き継ぐ型で営農するとのことです。

また、譲受人は今後周辺農地の取得も計画しており、将来的には譲受人が役員を務める法人にて、主にいちじくで生産・加工・販売の６次産業化を目指しているとのことです。

申請番号１６５番から１７０番までの申請については、１２月６日、譲渡人、譲受人立ち合いのもと、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１７１番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の１２筆、現況地目は畑、面積は合計で６，８３９㎡です。
譲り渡し理由は高齢で耕作困難なため後継者に贈与、譲り受け理由は農業後継者としてです。
なお、当該農地では、柑橘と野菜を栽培する申請となっております。

申請番号１７２番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島三庄町の１筆、現況地目は畑、面積は４４９㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号１７１番と１７２番の申請については、１２月１０日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１７３番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島重井町の１筆、現況地目は畑、面積は３１１㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、１２月１０日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１７４番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町福田の１筆、現況地目は畑、面積は８３５㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号１７５番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水及び荻の３筆、現況地目は畑、面積は合計で４，４００㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘の栽培する申請となっております。

申請番号１７６番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の１筆、現況地目は畑、面積は４７㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営に必要な施設としてです。

なお、申請箇所は、全体をコンクリートで覆っておりますが、農業用の貯水槽及び灌水用車両を駐車するスペースとして、農業に必要不可欠な施設でありますので、農地に該当します。

申請番号１７４番から１７６番までの申請については、１２月１１日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１７７番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は瀬戸田町宮原及び御寺の２筆、現況地目は畑、面積は合計で１，０９２．７８㎡です。

譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、譲受人は瀬戸田へ移住するため家屋も取得し、当該農地では柑橘と野菜を栽培する申請となっております。

この申請については、１２月１１日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１５９番から１７７番までにつきましては、農地法第３条第２項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

（補足説明、質問、意見なし）

議 長 ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１５９番から１７７番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、議案第５４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第５４号、農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

（議案第５０号、申請番号１９番から２０番までを議案書をもとに説明）

（議案の修正事項を説明）

申請番号１９番、所在は瀬戸田町林の計２筆、地目は畑、農振農用地区域外が１筆、農業振興地域外が１筆、合計４４７㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域が１筆、非線引き都市計画区域の用途地域内が１筆あり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は１筆が第２種農地、１筆が第３種農地に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭園、駐車場２区画に転用されています。
申請人は、以前から庭園として利用しているというものです。
なお、申請地は既に庭園としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されています。
この申請については、１２月１３日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号２０番、所在は瀬戸田町垂水の１筆、地目は畑、農振農用地区域外、２７７．９４㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他２種に該当します。
転用目的は駐車場用地で、駐車場１０区画が計画されています。
申請人は、この度自身の土地を利用し、駐車場として使用したいというものです。
また、申請地は転用済みであるため、申請に際しては顛末書が添付されています。
この申請については、１２月１３日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明のある方は挙手をしてください。

 (補足説明、質問、意見なし)
議 長 ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１９番から２０番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

 (挙手多数)
挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、議案第５５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第５１号、農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
 (議案第５５号、申請番号１２３番から１４４番を議案書をもとに説明)

申請番号１２３から１２５番までは関連案件のため一括して説明します。
申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は栗原町の全３筆、地目は田、農振農用地区域外、合計４７１㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他２種に該当します。
転用目的は建売分譲用地で、住宅３棟が計画されています。
譲受人は、栗原町に本店を置く主に不動産業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、建売分譲住宅として販売したいというもので、都市計画法による開発許可待ちです。
この申請については、１２月５日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号１２６番、申請内容は贈与による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町本郷の３筆、地目は田が１筆、畑が２筆、農振農用地区域外、合計８７．９１㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他２種に該当します。
転用目的は倉庫用地で、倉庫１棟、車庫１棟が設置されています。
譲受人は、この度申請地を取得し、自宅の倉庫及び車庫として使用しているというものです。
なお、申請地は既に倉庫としての利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されています。

申請番号127番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町本郷の1筆、地目は田、農振農用地区域外、566㎡のうち514㎡の一部一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置き場用地で、隣接地の太陽光発電設備設置工事施工のための進入路、資材置場として使用しているというものです。

譲受人は、大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を借受け、太陽光発電設備を設置したいというもので、一時転用期間は令和7年3月末までで、以降は農地として使用予定です。

申請番号127番関連案件の申請番号128から135番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の全12筆、地目は全て田、農振農用地区域外、3筆の合計1,463㎡、4筆の合計1,185㎡、2筆の合計1,028㎡、3筆の合計1,048㎡ 合わせて4,724㎡の太陽光発電設備 全4か所の転用計画で、太陽光パネル144枚が1カ所、148枚が1カ所、140枚が2カ所計画されています。

発電量はいずれも49.5kw、申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

譲受人は、この度申請地取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

なお、申請番号127から135番については、転用面積が3,000㎡を超える案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号136・137番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の全3筆、地目は田、農振農用地区域外、2筆の合計947㎡、1筆730㎡の 太陽光発電設備、全2か所の転用計画で、太陽光パネル158枚が2カ所計画されています。

発電量はいずれも49.5kwで、申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

譲受人は岡山市に本店を置く、主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として利用したいというもので、本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号126番から137番の申請については、12月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号138番、申請内容は交換による所有権の移転です。

所在は御調町大田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、421㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積98.53㎡、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は、この度自己所有農地と申請地を交換し、息子と共同で住宅を新築したいというものです。

この申請については、12月9日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号139番140番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は、御調町菅の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計2,266㎡と、御調町大田の3筆、地目は田、農地農用地区域外、合計2,710㎡の太陽光発電設備全2か所の転用計画で、いずれもパネル158枚、発電量49.5kw、資材置場及びメンテナンススペースが計画されています。

申請地は非線引き都市計画区域 にあり、農地区分は 139番がその他2種、140番は中国横断自動車道尾道松江線 尾道北インターから300m以内に位置することから、第3種農地に該当いたします。

譲受人は、岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

経済産業省によるFIT制度 の対象外の事業となっております。

申請番号141番142番につきましても、転用目的及び転用事業者が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は御調町大蔵の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、1, 138㎡と1, 271㎡の太陽光発電設備全2か所の転用計画で、141番がパネル156枚、142番が150枚、発電量は いずれも49.5kwが計画されています。

申請地は非線引き都市計画区域 にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

譲受人は大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

経済産業省によるFIT制度 の対象外の事業となっております。

139番から142番の申請については、12月9日、金野推進委員、小川推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号143番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島中庄町の1筆、地目は畑、農振地域外、3.91㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び進入路が計画されています。

譲受人は隣接地に居住しており、自宅までの進入路を拡張するため、この度分筆登記を行い、取得後に庭敷や進入路として宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、12月10日、松浦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号144番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町垂水の3筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計784㎡ の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は福利厚生施設で、保養所1棟、建築面積178.04㎡、駐車場8区画、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は東京都に本店を置く印刷業などを営む法人ですが、法人代表者が瀬戸田町を訪れた際、町の景観に魅了されたことから、この度申請地を取得して、法人の保養所を建築したい というものです。

この申請については、12月11日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と 調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明、意見のある方は挙手をしてください。

2 番委員

美ノ郷町本郷の案件ですが、136番の案件、申請地の隣に畑があり、その畑に入るには太陽光を設置する畑を通らないといけない。

その辺りはどうなっていますか。

事務局

ここについては、申請番号129番の農地を、土地の境界から1m程度農地の内側にずらして、接道を設けるとのことです。

2 番委員

図面をもらっていますか。

事務局

図面はまだ提出されていません。

2 番委員

それで中の方は了解されているのですか。1mではトラクターが入らない。どんなですか。

事務局	こちらの土地の農地所有者からの同意はいただいています。
2 番委員	そうではなくて、畑に入ることができるかどうかである。同意のあるなしではない。
事務局	そのような意見があったことについては業者の方にはまた伝えます。
2 番委員	それでは今日は結論を出せませんよね。分からないんだから。 それと、ここに来る時にまだ許可を受けていないのに、業者が重機を入れて工事をしていました。すでに。 前も言ったはずなんですけど。事前にしては困りますと。 全然指導ができてないじゃないですか。
事務局	前回も私の方から指導はしたのですが、今後こういうことがないように指導します。
2 番委員	でも今回、またあったんですよ。1 回ならいいけれど、2 か月続けてですよ。 それと、近隣の方の同意は頂きましたか。
事務局	一部まだとれていない土地の所有者の方はいますが、今後業者に対しては指導を続けていきます。
2 番委員	現地調査以降同意された方はいるのですか？
事務局	いません。
2 番委員	同意がとれていない方は、農地の保全管理はしていますよ。業者がちゃんと連絡をとっていないのではないですか。業者のやる気があれば同意はとれるはずですよ。 もう一つ、業者〇〇〇が近隣の農家と話をする時に、同意がなくても太陽光設置ができるという話をしている。これはコンプライアンスに反していると思う。ちょっと〇〇〇には気を付けてもらって、ペナルティを与えてもいいのではないかと。
事務局	以前そういう話があった時に、業者に対して、そういった高圧的というか、同意が意味がないとか、そういう言い方で同意をとるようなことはやめるよう言いました。
2 番委員	業者の〇〇〇ではなくて、本当の方が来られる方がいいのでは。申請の受人となっている△△△が来られた方がいいんじゃないですか。〇〇〇ではトラブルが多いので、本当の受人が来られた方がいいと思います。それはできないのですか？
事務局	私が連絡できるのが代理人である行政書士なので、行政書士から〇〇〇や△△△に言うようになると思います。
2 番委員	ちゃんと回答をもらってください。 それと、今回かなり面積がまとまっているが、まとめると49.5kwを超えているんじゃないですか、発電量としては。
事務局	もしこれをつなげてするとすれば、49.5kw超えるのですが、4か所それぞれフェンスで別個に囲い、別々に売電するというので、一つ一つが49.5kwずつという申請になっています。
2 番委員	フェンスがあったらいいんですか。
事務局	今回FIT制度対象外の事業ということで、直接売電事業者と電気を買う業者が売買契約を行うことになっているのですが、一つ一つ契約が別々になっています。〇〇〇と×××の契約書が申請に添付されています。
会長	農業委員会として一番ここでしないといけないのは、進入路についてトラブルになっているようだが、申請の土地についての結論を出さないといけない。 で、今の現地確認の時は、このような話はなかったということですか。進入路の件。
2 番委員	ちゃんと伝えました。1mではトラクターが入らない。
7 番委員	今提案があった内容については、基本的に残された土地に行けなくなる、事務局は幅が1m程度の道を確保するという話を聞いている。ただ1mではトラクターなどの機械が入らない。従前どおりの活用ができない、それでどうなのか、という理解で良いですか。

会長	そうです。
7 番委員	だったら、全体のここだけ保留にして、残りのものに農業委員会としてOKを出すとお墨付きを与えることになるので、個人的な見解だが、この案件だけ外して、継続審議ということで、総会の議決をとるということでどうですか。 それと1点、よく田んぼに行くときはあぜ道・畦畔を通過して、公道に接していない道はたくさんあった。多分民法上 囲繞地権があって、行く道がなくなると、通るための通行権は保証できる、法によって。この辺りも含めて、利用者がどう考えているのか、1mの幅は、昔で、里道だったら3尺、1mくらいか、その辺りの判断が、もし法廷で争うことになったら、従前の1.5mのトラクターが通るということであれば、1.5mを確保せよとかあるかもしれないが。 この場ではこういうことの知識も何もないので、できないので、とりあえず、委員さんに諮ってもらって、そこだけ保留にして、他の案件だけ通す、というのでいかがですか。
5 番委員	今まで現地調査をしていて、なんで今頃ここでそんな話になるのか。疑問に思う。
2 番委員	そのときに言っている。どうやって入るんですかと。
17 番委員	ここだけ保留にして、次の審議したらどうか。
事務局	今から転用事業者に電話をして確認するので、次の審査をお願いできればと思います。
議 長	それでは、5条の件は保留にして、議案第56号「非農地証明申請について」を先にします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第56号、非農地証明申請について、ご説明いたします。 (議案第56号、申請番号69番から71番を議案書をもとに説明) 申請番号69番、吉和町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,378㎡です。 利用状況は、平成30年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。 農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。 この申請の農地については、5月に3条申請がされ、6月4日に山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。山林化しているため、現状では農地としての利用は困難との判断により、3条申請が取り下げられました。そして、この度改めて非農地証明申請が出され、6月と状況は変わらないとのことで山林に判定されました。 申請番号70番、美ノ郷町本郷町の1筆、現況地目は山林、面積は416㎡です。 利用状況は、昭和52年頃には雑木が繁茂し、山林化している状況です。 農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。 この申請については、12月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。 申請番号71番、向東町の1筆、現況地目は道路、面積は3.3㎡です。 利用状況は、昭和30年頃にはすでに道路として利用され、現在に至っている状況です。 農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。 この申請については、12月6日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、道路に判定されました。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明、意見等があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明、意見なし)

	ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号６９番から７１番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。
議 長	次に、議案第５７号「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５７号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、ご説明いたします。 この議案につきましては、今年の夏に、農業委員さん・推進委員さんによる農地パトロールで、すでに山林化している農地を現地で確認していただき、タブレットにて再生困難を選出した地番について、事務局で再度、航空写真や昨年の農地パトロール結果を確認し、議案として整理したものです。 表紙の裏面にある「非農地判定農地内訳」をご覧ください。 非農地判断をした合計の筆数は１，９９９筆、面積は８８８，７９１．２１㎡です。 各地区の合計も示しておりますので、ご確認ください。 なお、この内訳にある農地は、農振農用地区域外にある筆であり、農振農用地区域内にある再生困難な農地の筆は含まれておりません。 農振農用地区域内の再生困難な農地についてですが、今年度、新たに判定されたのは、４９筆、合計面積は２５，６６５㎡ありました。 農振農用地区域内の再生困難な農地は、農地台帳上の非農地とはせず、農地のまま保留とし、必要があれば農振除外の手続きを行い、非農地証明の手続きをすることとなります。 なお、お配りしている議案の中で、所有者欄の氏名の後に※印がある方は、住民基本台帳で死亡が確認できた方ですが、住民基本台帳がシステム化される以前（約２０年前）に亡くなられている場合や尾道市外に住民票がある場合は、亡くなっている※印が付いていない場合があります。 なお、筆数が多いので、１筆ごとの説明は、省略させていただきます。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 補足説明があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり非農地判断することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり非農地判断をすることに決しました。
	次に、議案第５８号「改正前 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。

議 長	事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５８号、改正前農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 (議案第５８号、申請番号１８４番から１８５番を議案書をもとに説明) 申請番号１８４及び１８５は関連案件のため、一括して説明します。 申請番号１８４、向島町岩子島の２筆、地目は現況登記ともに畑、合計面積は１，９９５㎡です。 利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、契約期間は令和７年１月９日から令和１６年１２月３１日です。 申請番号１８５、向島町岩子島の２筆、地目は現況登記ともに畑、合計面積は９９３㎡です。 利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、契約期間は令和７年１月９日から令和１１年１２月３１日です。 借受人は向島町岩子島在住の新規就農者で、地域計画に位置付けられた担い手です。主にワケギ・トマトを栽培しております。 以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 質疑があれば挙手のうえ発言してください。 (補足説明なし) 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号１８４番及び１８５番は、原案のとおり受理決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。
議 長	次に、審議事項（３）「尾道農業振興地域整備計画変更の意見について」を議題といたします。
農林水産課職員	この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。 それでは、尾道農業振興地域整備計画変更の意見について、ご説明いたします。 (議案書資料をもとに説明) 尾道農業振興地域整備計画の変更について、農振法施行規則第３条の２第２項において準用する同条第１項の規定によりご意見を頂きたいと思います。 本日は編入が１件のみとなっております。

議 長	瀬戸田町垂水の1件4筆です。合計面積1,361㎡、果樹経営支援対策事業の受益地として農業振興に努めるとのことでの申出です。 申請地は農振農用地が周囲に広がっているところと一続きになっている場所ですので、編入に適切な場所であると考えております。 今はまだ何も植えられていません。編入後に農協の改植事業等補助金を受けて取り組んでいくという前段階で草刈りをしているという状況です。 他、整備計画書の変更案の抜粋となっており、今回の事業計画の変更予定か所を反映したものとなっております。 以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。 ただいま、農林水産課より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 尾道農業振興地域整備計画変更については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦労さまでした。 [農林水産課、退席]
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第63号から第69号までを一括して審査を行います。 農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
議 長 事務局 17番委員 事務局	職員が帰ってきたので、議案第55号の方に戻ります。 今回、申請番号129番の農地の上にある、今回申請地ではない土地の2筆について、太陽光を設置することによって接道がなくなることにより、農業ができなくなるということについてですが、これらの農地の持ち主からは同意を頂いており、そのうちお一方については申請番号129番の申請者でもあります。 申請番号136番の右側の農地、ここに進入できなくなるということですよね。 その農地に入っていく道は、申請番号136番の個人の土地を、里道がないところを通してそこ入っていたということですよ、今までは。公の道路を行き来したのであれば、それがなくなるので機能回復ということになると思うのですが。 この場合、今回申請の出ている申請番号129番と今話になっている農地の所有者が一緒ということで、そこを通過して、耕作できなくなるという農地に入るということなので、もう業者さんと本人で調整していただくしかないのかなと思うのですが、どうでしょうか。 もともと個人さんの農地を内々に通られていたけれど、それが使えなくなるという話では。 2番委員さん、あなたが間に入っちゃんとまとめなさい。もうそれしかない。 2番委員さんが言われている所有者さんからは隣接同意がとれているということなので、当事者同士で調整していただくしかないと思います。 一応要件は整っているということで、審議をお願いします。 今後ですが、もし可能であれば、現地調査の時にいろいろな意見があれば、ご指摘いただければ、総会までに解決しますので、遠慮なく申し出ていただければと思います。 いろいろご心配かけて申し訳ありません。

	あと、業者の方が、ガイドラインの隣接同意はなくてもできると吹聴して歩いていることについては良くない話ですので、申請代理人等に文書で、もしそういうことをしているのであればしないようにという通知を出していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。
議 長	いいでしょうか？
2 番委員	地主さんが同意されているということであれば。
事務局	同意をされているということなので、業者さんと調整していただくしかないかと思います。
議 長	それでは農業委員による採決に入ります。 申請番号 1 2 3 番から 1 4 4 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。 なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になり次第許可決定することといたします。 また、申請番号 1 2 7 番から 1 3 5 番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。 次に、その他に入ります。 まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。
各委員	(活動状況報告：省略)
議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。